



# 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。  
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

## 【11月は「社会保険料」について】

社会保険料は4月から6月に支給した総報酬額で、1年間の決定が行われます。

今回はよくある質問をご紹介します。

### ★4月から6月に多く歩合給が発生する場合、不利になるのではないかと？

社会保険料は4月から6月に支給した総報酬額で、年間の決定が行われるため不利です。

年度末にがんばって成績を上げる営業社員さんが多い会社は、給与規程を会社の事情にあわせる必要があります。

### ★4月に入社した場合は4月も計算に入れるのか？

4月の締め日における勤務日数によって違いますが、例えば15日締めの会社では4月の給与は計算から除かれます。簡単に言うと、5月と6月の平均で計算いたします。

### ★通勤費を半年に1回払う場合は計算は？

毎月に計算を引き直して計算します。

### ★4月入社時は残業代は見込み額で良いのか？

4月に入社した場合のいわゆる「資格取得時決定」の質問です。

あくまでも「見込み額」で申請します。

具体的に、、、、弊社まで個別に相談してください。

### ★社会保険料は何%になるのか。

毎年上がり続けている社会保険料ですが、これ

からもどんどん上がって行くと思います。

ちなみに日本は企業負担が約15%ですが、ベトナムは約20%で、まだまだ安い方です。

特に、新規に会社を設立した会社が、順調に売上が伸びて、個人から法人に代わる時や、初めて正社員を雇う時が、最も注意しないといけないのがこの「社会保険料負担」です。

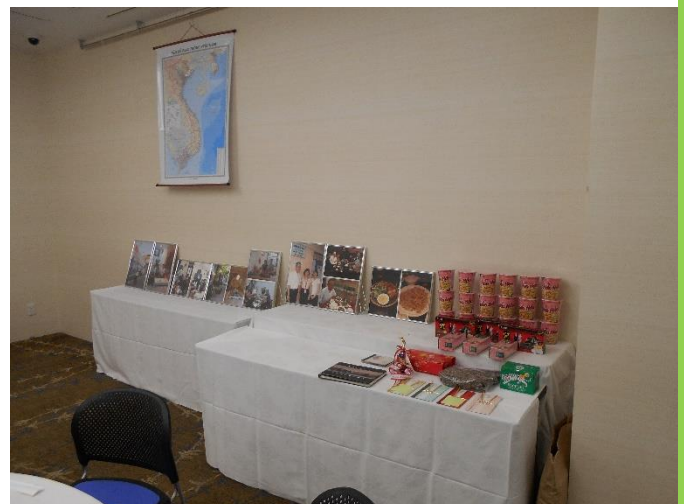
社会保険料は翌月払いが多いので、後追いで労働者負担分を加えると、振込人件費の約30%が後日月末に引き落としされることとなります。

どうしたら社会保険料が見直せるか・・・

昔はいろいろな方法がありましたが、最近マイナンバーの導入で方法も変わってきています。

その方法は会社ごとに違います。

詳しくは弊社まで個別にご相談下さい。





【編集後記 森啓治郎】

外国人の給与計算をされている場合、扶養親族を0にしていますか。

日本の場合と同じく、扶養親族がいれば所得税や住民税は安くなります。

つまり「手取額は増えます」

国税庁のホームページでは「給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者に提出し、又は提示する必要があります」とあります。

要するに、要件を満たす書類があれば、扶養親族の対象になるとの見解です。

またよくある質問で「いくら送金すれば扶養になるのか」と聞かれることが多いです。

いくら送金が必要という送金金額の基準は設けられていません。

といっても年間1万円でも良いのかというわけでは決してありません。

年間の送金額が少額なケースでは、後日の税務調査において問題にされることもあり得ます。

その際に、扶養親族ではないということになって

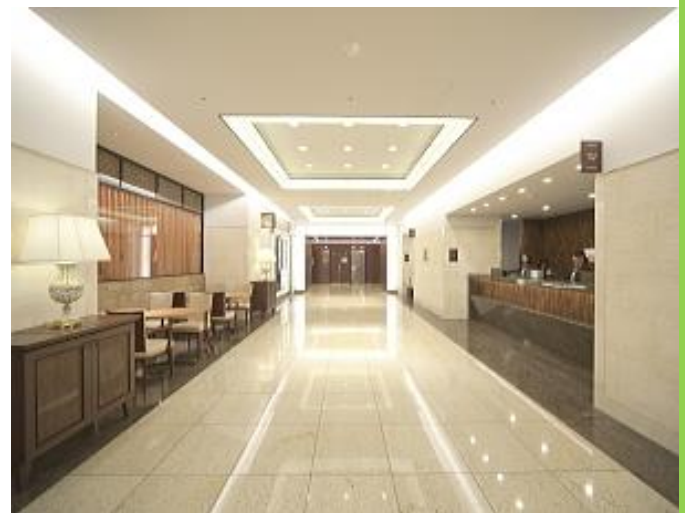
しまった場合は、源泉徴収義務者である会社が、その社員の所得税を税務署へ納税し、重加算税や延滞税まで負担することになってしまいます。

そのため、あまりにも常識から外れた少額の場合は注意が必要となります。

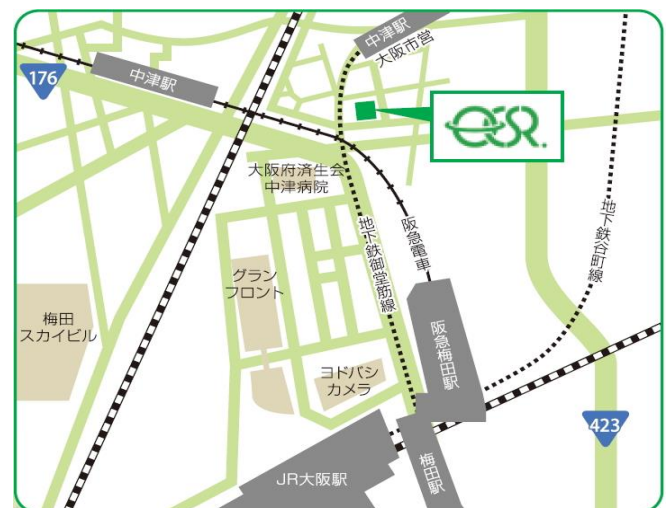
とはいいつつ、基準がないのはいかがでしょうかと思いますね。

まだまだこの分野はグレーな部分ですね。

ほかにもグレーな部分は多いですが、法整備が今後進んで来ることを期待しております



大阪ホーチミン社労士事務所本店 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「[info@ocsr.jp](mailto:info@ocsr.jp)」

F A X 「06-6131-4933」